

経済産業省

20180618商局第3号
平成30年6月29日

関係独立行政法人の長 殿
各 関 係 団 体 の 長 殿



経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査について

平素より経済産業行政に御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、国際テロをめぐる情勢が依然として厳しい昨今の国内外の状況に鑑みて、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」(参考参照)においては、生活関連等施設の所管省庁は、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるとともに、その所管する生活関連等施設を把握するものとされています。

この決定に基づき、経済産業省では、病原性微生物等を保有している施設を把握するための調査を実施するとともに、厳重な保管・管理の徹底をお願いしてきたところですが、引き続き、国際テロをめぐる情勢が依然として厳しいこと、また、内閣官房より当該調査についての依頼があったことから、病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査を行うことといたします。

つきましては、以下につき会員企業等の関係先への周知も含め、御協力をお願いいたします。

1. 病原性微生物等の厳重な保管・管理の徹底

各機関において、別添1に掲げる諸事項について留意いただくなど、病原性微生物等の厳重な保管・管理の徹底を図るとともに、関係先への注意喚起を含めた周知徹底をお願いします。

感染症の病原体等の取扱については、平成19年6月1日付けで改正が行われた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou17/03.html>)に基づき適正に行っていただくよう併せてお願ひいたします。

万一、病原性微生物等の盗難等が発生した場合には、警察等へ迅速に通報するとともに、経済産業省に連絡してください。

2. 病原性微生物等の保有状況等の調査

別添2の調査項目票に基づき、リストに掲げる病原性微生物等の保有状況等について調査の上、平成30年7月18日(水)までに電子メール又はFAXにて、別添3の調査報告書により報告願います。また、併せて関係先(会員企業等)にも周知願います。

該当の病原性微生物等を保有していない機関におかれましては、返信いただかなくて結構です。

なお、本調査結果のうち、病原性微生物等を所有する機関の名称、所在地、事務担当者及び管理責任者の連絡先につきましては、消防庁を通じて都道府県に通知することとしていますので、予め御了承ください。

【注意点】

1. 医薬品部門、食品部門において取り扱っておられる病原性微生物・毒素については、調査対象から除外いたします。
2. 病原性微生物等を保有していない機関におかれましては、調査報告書を返信していただかなくて結構です。
3. 今後も、同様な調査を定期的に行う予定ですが、次回調査までの間に、今回御報告いただいた項目に変更が生じた場合には、下記、担当あて御連絡いただけるようお願いいたします。

<照会先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ

生物化学産業課 生物多様性・生物兵器対策室

電話:03-3501-8625

FAX:03-3501-0197

E-mail:seibutsuzai@meti.go.jp

(参考)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

※以下抜粋

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～6 (略)

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第一百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。
- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
 - 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

○国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設※の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

※生活関連等施設

危険度の高い病原性微生物及び毒素（本調査 別記リスト参照）を保有する施設

病原性微生物等の適切な管理のために留意すべき事項

(生活関連等施設の安全確保の留意点(平成27年4月 経済産業省)関係部分抜粋)

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原性微生物等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 病原性微生物等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「B S L」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原性微生物等のB S L及びB S Lに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- ・ 安全管理委員会の設置及び病原性微生物等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する病原性微生物等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 病原性微生物等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 病原性微生物等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 病原性微生物等の紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき、同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(別添 2)

調査項目票

以下の調査項目について、別添3の調査報告書にてご報告ください。各調査項目において、該当する選択肢の番号を報告書に記入するとともに、「その他」を選択した場合は、その内容を報告書に記述してください。

また、当該報告書につきましては、平成30年4月1日現在、調査対象となる病原性微生物等を保有している貴機関・企業内の全ての施設（研究所、事業所等の単位）について作成の上、各報告書を取りまとめてご提出ください。

提出期限：平成30年7月18日（水）

提出先：seibutsuzai@meti.go.jp

【問1】 調査対象の病原性微生物等を保有している施設（平成30年4月1日現在）の連絡先を記入してください。

- ・施設の名称
- ・施設の所在地（郵便番号、住所）
- ・当該施設の事務連絡先（担当部署、担当者名、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号）
- ・夜間・休日連絡先（携帯電話等。また、可能な限り2名記載願います）
- ・当該施設における病原性微生物等の管理責任者（所属部署、氏名、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号）

【問2】 病原性微生物等の保有状況について

別記に掲載されている病原性微生物等のうち、平成30年4月1日現在で保有している病原性微生物等の種類をお答えください。（該当する病原性微生物等の番号の欄に○を記入してください。欄の間違いには、気を付けてください。）

【問3】 病原性微生物等の管理状況について

- (3-1) 病原性微生物等の保有目的についてお答えください。（複数回答可）
1. 研究目的（2に属するものを除く）
 2. 物質の生産・製造
 3. レファレンス用
 4. その他（ ）

(3-2) 病原性微生物等の管理規則を定めていますか。

1. 管理規則を定めている。
2. 他の機関の管理規則を準用している。(機関名:)
3. 管理規則を定めていない。

(3-3) 病原性微生物等の研究、取り扱い(診断を含めて)のため、各レベルの封じ込め施設を何室保有していますか(BSL-2:バイオセーフティレベル2実験室)。

1. BSL-2 (P2): _____室
2. BSL-3 (P3): _____室

(3-4) 病原性微生物等の取扱いに関する委員会がありますか(例:バイオセーフティ委員会、安全監視委員会、バイオセーフティ管理室等)。管理責任者を選任し、その責任の所在を明確化していますか。

1. 委員会を設置している。
2. 管理責任者を選任している。
3. 委員会、管理責任者とも設けていない。

(3-5) 病原性微生物等の主な保存・保管方法等はどのような方法ですか。
(複数回答可)

1. 施錠された冷蔵庫又は冷凍庫に保管。
2. 磁気カード又は台帳等による入退室管理を行っている部屋で保管。
3. 管理責任者による定期的な保管場所・保管量等の確認を実施。
4. その他()

(3-6) 病原性微生物等へのアクセスの制限について、主にどのような方法で制限を行っていますか。(複数回答可)

1. 管理責任者の許可を得なければ、アクセスを認めていない。
2. アクセスした者の氏名等を台帳に記入している。
3. 保管場所の出入りに鍵又は磁気カードが必要である。
4. その他()

(3-7) 保有している病原性微生物等について、台帳等により記録の保存をしていますか。

1. 記録を保存している。
2. 記録を保存していない。

(3-8) 病原性微生物等の廃棄について、主にどのような方法で廃棄を行っていますか。(複数回答可)

1. オートクレーブ処理
2. 薬剤消毒
3. その他()

(3-9) 病原性微生物等の紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防等への通報体制を整備していますか。

1. マニュアル等がある。
2. ない。
3. その他 ()

(3-10) 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底していますか。(複数回答可)

1. 防犯設備を設置している。
2. 構内・施設内パトロールの実施している。
3. していない。

(3-11) 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備を行っていますか。

1. 行っている。
2. 行っていない。

(3-12) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第2項及び第3項に基づき、同項各号に定められた措置(施設の警備の強化や使用の停止など必要な措置をとることを規定)を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えていますか。

1. 備えている。
2. 備えていない。

【問4】 病原性微生物等の譲渡・譲受について

(4-1) 病原性微生物等の譲渡・譲受を行っていますか。(複数回答可)

1. 譲渡しを行っている。
2. 譲受けを行っている。
3. どちらも行っていない。

※ 問4-2及び4-3は、問4-1で「1. 譲渡しを行っている。」「2. 譲受けを行っている。」と回答した場合のみ回答願います。

(4-2) 譲渡・譲受の際、台帳管理や所内における所定の手続き等を行っていますか。(複数回答可)

1. 管理台帳において記録を保存している。
2. 管理責任者による承認手続きを経る等の管理を行っている。
3. 行っていない。
4. その他 ()

(4-3) 譲渡・譲受先に問題がないか身元確認等を行っていますか。

1. 判定する基準がある。

- 2. 会議を開いて判定している。
- 3. 行っていない。
- 4. その他 ()

【問5】 業界団体を通じて調査を受けた機関・企業等におかれましては、依頼元の団体名をご記載ください。

以 上

【別記】

調査対象の病原性微生物及び毒素

○ 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. アルファウイルス属チクングニヤウイルス | 2. アルファウイルス属西部ウマ脳炎ウイルス |
| 3. アルファウイルス属東部ウマ脳炎ウイルス | 4. アルファウイルス属ベネズエラウマ脳炎ウイルス |
| 5. アレナウイルス属ガナリトウイルス | 6. アレナウイルス属サビアウイルス |
| 7. アレナウイルス属チャバレウイルス | 8. アレナウイルス属フニンウイルス |
| 9. アレナウイルス属マチュポウイルス | 10. アレナウイルス属ラッサウイルス |
| 11. リンパ球性脈絡膜炎ウイルス
インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス | |
| 12. (血清亜型がH2N2, H5N1, H7N7若しくはH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症※の病原体を除く。)又は新型インフルエンザ等感染症※の病原体に限る。) | |
| 13. エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス | 14. エボラウイルス属ザールウイルス |
| 15. エボラウイルス属スーダンエボラウイルス | 16. エボラウイルス属ブンディブギヨエボラウイルス |
| 17. エボラウイルス属レストンエボラウイルス | 18. エンテロウイルス属ポリオウイルス |
| 19. オルソポックスウイルス属サル痘ウイルス | 20. オルソポックスウイルス属痘そうウイルス |
| 21. コロナウイルス属SARSコロナウイルス | 22. シンプレックスウイルス属Bウイルス |
| 23. ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス | 24. ハンタウイルス属アンデスウイルス |
| 25. ハンタウイルス属シンノンブレウイルス | 26. ハンタウイルス属ソウルウイルス |
| 27. ハンタウイルス属ドブラバーベルグレドウイルス | 28. ハンタウイルス属ニューヨークウイルス |
| 29. ハンタウイルス属バヨウウイルス | 30. ハンタウイルス属ハンタンウイルス |
| 31. ハンタウイルス属プーマラウイルス | 32. ハンタウイルス属ブラッククリークカナルウイルス |
| 33. ハンタウイルス属ラグナネグラウイルス | 34. フラビウイルス属ウエストナイルウイルス |
| 35. フラビウイルス属デングウイルス | 36. フラビウイルス属黄熱ウイルス |
| 37. フラビウイルス属オムスク出血熱ウイルス | 38. フラビウイルス属キャサヌル森林病ウイルス |
| 39. フラビウイルス属日本脳炎ウイルス | 40. フラビウイルス属ダニ媒介脳炎ウイルス |
| 41. フレボウイルス属SFTSウイルス | 42. フレボウイルス属リフトバレー熱ウイルス |
| 43. ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス | 44. ヘニパウイルス属ニパウイルス |
| 45. ヘニパウイルス属ヘンドラウイルス | 46. A型肝炎ウイルス |
| 47. E型肝炎ウイルス | |
| 48. マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス | |
| 49. リッサウイルス属狂犬病ウイルス | 50. リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。) |

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7号の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1. 腸管出血性大腸菌(血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145及びO157) | |
| 2. ペスト菌 | 3. オウム病クラミジア |
| 4. ボツリヌス菌 | 5. オリエンチア属ツツガムシ |
| 6. コクシエラ属バーネッティ | 7. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ) |
| 8. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィA) | 9. 赤痢菌 |
| 10. ジフテリア菌 | 11. 炭疽菌 |
| 12. 鼻疽菌 | 13. 類鼻疽菌 |
| 14. バルトネラ属クインタナ | 15. コレラ菌(血清型が01又は0139であるものに限る。) |
| 16. イヌ流産菌 | 17. ウシ流産菌 |
| 18. ブタ流産菌 | 19. マルタ熱菌 |
| 20. ポレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するポレリア属の細菌) | |
| 21. ポレリア属ブルグドルフェリ | |
| 22. ポレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するポレリア属の細菌) | |
| 23. 結核菌 | 24. 野兎病菌 |
| 25. 発疹チフスリケッチア | 26. 日本紅斑熱リケッチア |

- 27. ロッキー山紅斑熱リケツチア
- 29. レブスピラ属の細菌

28. レジオネラ属の細菌

(3) 真菌

- 1. コクシディオイデス属イミチス

(4) 原生動物(寄生虫を含む。)

- 1. クリプトスボリジウム属パルバム(遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。)
- 2. 多包条虫
- 3. 単包条虫
- 4. 热帯热マラリア原虫
- 5. 三日热マラリア原虫
- 6. 四日热マラリア原虫
- 7. 卵形マラリア原虫

(5) 毒素

- 1. アフラトキシン
- 2. アブリン
- 3. ウエルシュ菌毒素
- 4. 黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)
- 5. コノトキシン
- 6. コレラ毒素
- 7. 志賀毒素(ペロ毒素)
- 8. ジアセトキシスルペノール毒素
- 9. テトロドトキシン
- 10. ビスカムアルバムレクチン
- 11. ポツリヌス毒素
- 12. ポルケンシン
- 13. ミクロシスチン
- 14. モデシン
- 15. HT-2トキシン
- 16. T-2トキシン

○ 家畜に病原性を有する生物剤

(6) ウィルス等

- 1. 牛痘ウイルス
- 2. 牛肺疫菌
- 3. 口蹄疫ウイルス
- 4. アフリカ馬痘ウイルス
- 5. 小反芻獸疫ウイルス
- 6. 豚コレラウイルス
- 7. アフリカ豚コレラウイルス
- 8. 高病原性鳥インフルエンザウイルス
- 9. 低病原性鳥インフルエンザウイルス

(別添3)

No.

--	--	--

 -

--	--	--

調查報告書

【問 1】

施設の名称	
所在地	〒
事務連絡先	担当部署 : 担当者名 : E-mail : 電話番号 : FAX番号 :
夜間休日連絡先	所属部署 : 担当者名 : 連絡先:
	所属部署 : 担当者名 : 連絡先:
管理責任者	所属部署 : 氏 名 : E-mail : 電話番号 : FAX番号 :

【問 2】 (1)

(2)

(3)

(5)

(6)

1	2	3	4	5	6	7	8	9

【問 3】 (3-1)

1	2	3	4
<hr/>			

(その他・)

(3-2)

1	2	3

(その他：)

(3-3) 1. 室
2. 室

1	2	3

1	2	3	4

(その他:)

1	2	3	4

(その他:)

1	2

1	2	3

(その他:)

1	2	3

(その他:)

1	2	3

1	2

1	2

【問 4】 (4-1) 1. 2. 3

1	2	3	4

(その他:)

1	2	3	4

(その他:)

【問 5】 業界団体名

以 上

調査報告書の作成要領について

1. 調査報告書の作成について

調査対象の病原性微生物等を保有している機関・企業等においては、調査報告書により、病原性微生物等の保有状況等をご報告いただくようお願ひいたします。

また、調査報告書については、調査対象となる病原性微生物等を保有している施設（機関、研究所、事業所等の単位）ごとに作成してください。また、同じ機関・企業等であっても所在地が異なる場合は、別々に報告願います。

【報告の例】

- ・ A～D の研究所がある機関・企業等で、A 及び C 研究所・事業所のみで保有がある場合
→ A 及び C 研究所・事業所のみ調査報告書を作成し、報告する。
- ・ 全く保有がしていない場合
→ 調査報告書を返信する必要はない。

【施設単位の例】

- ・ 独立行政法人〇〇機構で提出（事業所が 1 つの場合）
- ・ 独立行政法人〇〇機構〇〇事業所で提出（事業所が複数ある場合）
- ・ 〇〇株式会社で提出（1 つの所在地にある場合）
- ・ 〇〇株式会社〇〇事業所で提出（所在地が分かれる場合）

2. 保有する病原性微生物等の種類について

本調査については、平成 30 年 4 月 1 日現在の状況について回答してください。

3. 調査報告書の提出について

本文書が送付された機関単位で報告書をとりまとめの上、平成 30 年 7 月 18 日（水）までに、電子メール又は FAX でご提出ください。

病原性微生物等の保有状況等に係る情報の漏えいを防止するため、必ず調査報告書のみを提出してください。また、報告書を提出する際は、くれぐれも送信先（アドレス、番号）に誤りがないよう留意してください。

＜送付先＞ 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ
生物化学産業課生物兵器担当
FAX : 03-3501-0197
E-mail : seibutsuzai@meti.go.jp

当該報告書は、調査対象となる病原性微生物等を保有している貴機関内の全ての施設について作成し

No. -

この欄は記載不要です。

調査報告書

【問 1】

施設の名称	事業環境株式会社研究協力部生物化学課〇〇様	施設の名称は、機関名から正確に記載してください。
所在地	〒 □□□-□□□ 東京都〇〇区××町△-△-△	当該施設の所在地を記載してください。同じ機関・企業等であっても、所在地が異なる場合は、別々に報告願います。
事務連絡先	担当部署： 研究開発部技術課 担当者名： 研究 次郎 電話番号： 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail : kennkyu-jirou@*****.co.jp FAX番号： 03-××××-××××
夜間休日連絡先	所属部署： 研究開発部技術課 担当者名： 研究 次郎 所属部署： 研究開発部技術課 担当者名： 技術 三郎	連絡先： 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 連絡先： 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
管理責任者	所属部署： 研究開発部企画課 氏 名： 開発 花子 電話番号： 03-△△△△-△△△△	E-mail : kaihatsu-hanako@*****.co.jp FAX番号： 03-□□□□-□□□□

【問 2】 (1)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	20					
		○																	
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	40					
												○							
保有している病原性微生物等の番号の欄に、○を記入してください。欄の間違いには、お気を付けて															46	47	48	49	50

当該施設の事務連絡先及び管理責任者を記載してください。

(2)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
						○													
21	22	23	24	25	26	27	28	29											

(3) 1 (4) 1 2 3 4 5 6 7

1																			
○																			

(5) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

○																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 1 2 3 4 5 6 7 8 9

	○																		
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【問 3】 (3-1) 1 2 3 4 (その他:)

(3-2) 1 2 3 (その他:)

(3-3) 1. 1室

2. 1室

1	2	3
○	○	

(3-4) 1. 2室

2. 3室

3. 4室

4. 5室

5. 6室

6. 7室

7. 8室

8. 9室

9. 10室

10. 11室

11. 12室

12. 13室

13. 14室

14. 15室

15. 16室

16. 17室

17. 18室

18. 19室

19. 20室

20. 21室

21. 22室

22. 23室

23. 24室

24. 25室

25. 26室

26. 27室

27. 28室

28. 29室

29. 30室

30. 31室

31. 32室

32. 33室

33. 34室

34. 35室

35. 36室

36. 37室

37. 38室

38. 39室

39. 40室

40. 41室

41. 42室

42. 43室

43. 44室

44. 45室

45. 46室

46. 47室

47. 48室

48. 49室

49. 50室

50. 51室

51. 52室

52. 53室

53. 54室

54. 55室

55. 56室

56. 57室

57. 58室

58. 59室

59. 60室

60. 61室

61. 62室

62. 63室

63. 64室

64. 65室

65. 66室

66. 67室

67. 68室

68. 69室

69. 70室

70. 71室

71. 72室

72. 73室

73. 74室

74. 75室

75. 76室

76. 77室

77. 78室

78. 79室

79. 80室

80. 81室

81. 82室

82. 83室

83. 84室

84. 85室

85. 86室

86. 87室

87. 88室

88. 89室

89. 90室

90. 91室

91. 92室

92. 93室

93. 94室

94. 95室

95. 96室

96. 97室

97. 98室

98. 99室

99. 100室

100. 101室

101. 102室

102. 103室

103. 104室

104. 105室

105. 106室

106. 107室

107. 108室

108. 109室

109. 110室

110. 111室

111. 112室

112. 113室

113. 114室

114. 115室

115. 116室

116. 117室

117. 118室

118. 119室

119. 120室

120. 121室

121. 122室

122. 123室

123. 124室

124. 125室

125. 126室

126. 127室

127. 128室

128. 129室

129. 130室

130. 131室

131. 132室

132. 133室

133. 134室

134. 135室

135. 136室

136. 137室

137. 138室

138. 139室

139. 140室

140. 141室

141. 142室

142. 143室

143. 144室

144. 145室

145. 146室

146. 147室

147. 148室

148. 149室

149. 150室

150. 151室

151. 152室

152. 153室

153. 154室

154. 155室

155. 156室

156. 157室

157. 158室

158. 159室

159. 160室

160. 161室

161. 162室

162. 163室

163. 164室

164. 165室

165. 166室

166. 167室

167. 168室

168. 169室

169. 170室

170. 171室

171. 172室

172. 173室

173. 174室

174. 175室

175. 176室

176. 177室

177. 178室

178. 179室

179. 180室

180. 181室

181. 182室

182. 183室

183. 184室

184. 185室

185. 186室

186. 187室

187. 188室

188. 189室

189. 190室

190. 191室

191. 192室

192. 193室

193. 194室

194. 195室

195. 196室

196. 197室

197. 198室

198. 199室

199. 200室

200. 201室

201. 202室

202. 203室

203. 204室

204. 205室

205. 206室

206. 207室

207. 208室

208. 209室

209. 210室

210. 211室

211. 212室

212. 213室

213. 214室

214. 215室

215. 216室

216. 217室

217. 218室

218. 219室

219. 220室

220. 221室

221. 222室

222. 223室

223. 224室

224. 225室

225. 226室

226. 227室

227. 228室

228. 229室

229. 230室

230. 231室

231. 232室

232. 233室

233. 234室

234. 235室

235. 236室

236. 237室

237. 238室

238. 239室

239. 240室

240. 241室

241. 242室

242. 243室

243. 244室

244. 245室

245. 246室

246. 247室

247. 248室

248. 249室

249. 250室

250. 251室

251. 252室

252. 253室

253. 254室

254. 255室

255. 256室